

春日井市役所庁舎広告付公共施設MAP取扱業者募集要項

広告付公共施設MAP掲出事業において、次のとおり広告取扱業者を募集します。

1 受付期間

平成28年9月7日(水)～9月21日(水)の午前8時30分～午後5時(正午から午後1時までを除く。)

2 受付場所

春日井市総務部総務課(市庁舎4階)に持参

※ 郵送やFAX、Eメールによる提出は認めません。

3 入札日時

平成28年9月30日(金) 午前10時から

4 入札場所

春日井市役所 6階602会議室

5 入札最低価格

年額 2,200,000円

6 入札価格等

- (1) 年額で2か所まとめた金額(消費税及び地方消費税を含む。)を入札書に記入すること。
- (2) 広告掲出に際して、行政財産目的外使用許可申請が必要です。
- (3) 広告料のほか行政財産目的外使用料が、投影面積1㎡当たりおよそ年額19,000円(平成29年度予定)必要になります。

7 契約期間

平成29年4月1日(土)から平成32年3月31日(水)まで

8 提出書類

- (1) 事前審査型一般競争入札参加申込書(第1号様式)
- (2) 広告付公共施設MAPのイメージ図及び仕様書(任意様式)

※ 注意事項

- ・ 入札に参加される方は、事前審査型一般競争入札参加資格決定通知書(第2号様式)を必ず入札当日に持参してください。
- ・ 虚偽の内容が記載されているものは失格になります。
- ・ 提出に要する費用は、応募者負担とします。
- ・ 提出された書類は、原則として返却しません。

9 広告取扱業者の資格要件

- (1) 法令等に違反していないこと。

- (2) 春日井市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員ではないこと。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

10 選定方法

春日井市庁舎広告掲出要領第4条に基づき、入札により最高額で落札した広告取扱業者1社を選定します。

11 広告掲出場所

春日井市役所庁舎1階市民ホール（別図参照）

壁付け型（W3,800mm×H1,600）程度の大きさ－1箇所（南玄関）

自立型（W3,800mm×H2,200）程度の大きさ－1箇所（正面玄関）

12 広告掲出の方法・仕様等

広告取扱業者は、広告掲出場所に看板設備を設置するものとし、当該看板設備の仕様は、次のとおりとします。

(1) 仕様

ア 調光器により明るさの調整が可能なLED内照式とする。

イ できる限り、周囲と調和のとれた色合いにすること。

ウ 筐体を次の①から④に分けます。（別紙イメージ図参照）

① 広告付き公共施設MAP面

② 広告枠面

③ 広告モニター面

④ パンフレットラック

(2) ①広告付公共施設MAP面の仕様

ア 国土地理院の地図をベースに作成すること。

イ 色覚障害者に配慮した配色等であるバリアフリーデザインにすること。

ウ 公共施設等の当市が指定する地点を分かりやすく表示すること。

エ 地図は「春日井市全域図」、「市役所周辺図」とし、公共施設一覧を表示すること。

オ 公共施設等の新設、変更等があった場合は、可能な限り適時更新すること。

カ 地図上に広告主の表示を行うことができるものとする。

(3) ②広告枠の仕様

地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう座標表示、番号等で一致させること。

(4) ③広告モニター面の仕様

ア モニター広告は、静止画又は動画で表示できるものとする。

イ 放映時間の6分の1以内の時間は、行政情報を放映できるものとする。

ウ 音声は、無音とする。

エ ディスプレイは、タイマー等により自動での電源入切ができ、掲載内容の自動再生が可能であること。

(5) ④パンフレットラックの仕様

A 4サイズのパンフレットが横1列で12個設置できるものとする。

(6) その他

ア 携帯電話によるQRコードの読み取り等によりモバイルサイトとの連携が可能なものとする。

イ モバイルサイトには公共施設案内、ルート案内等を表示するものとし、本市が提供する内容に従い、広告取扱業者においてサイトを作成すること。

ウ 電照時間は、タイマー等により閉庁日の午前8時30分から午後6時までとし、また、手動による点灯・消灯ができる構造とすること。

エ 地図の掲載は事前に打合せを行い、本市の要望を反映できるように自社製作又は製作体制を整えておくこと。

13 広告取扱業者の業務

(1) 広告主の募集、広告付公共施設MAPの作成、設置、維持管理及び撤去を広告取扱業者の負担で行うこと。

(2) 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1回以上は地図全体の張替えを行うこと。

(3) 広告の掲出及び撤去を行うこと。

(4) 広告の掲出にあたり、春日井市広告掲載要綱、春日井市庁舎広告掲出要領の基準に適合するものとし、春日井市庁舎広告掲出申込書（第3号様式）に広告原案を添えて、取りまとめて市に提出し、承認を得ること。

(5) 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、広告付公共施設MAPに故障時等の連絡先を明記するとともに、広告代理店の責任において対応すること。

(6) 広告付公共施設MAPの設置及び撤去は、閉庁日又は閉庁時間に行うこと。

14 広告料及び行政財産目的外使用料の納付

市長が指定する日までに市が発行する納入通知書で納入すること。

15 市庁舎の概要

主に春日井市民及び市職員（約900人）が利用する、地下2階、地上12階、塔屋1階の鉄骨鉄筋コンクリート造です。

(1) 所在地

春日井市鳥居松町5丁目44番地

(2) 開庁日及び時間

月曜日から金曜日まで（午前8時30分～午後5時15分）

祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁します。

(3) 春日井市の人口及び面積

人口 311,886人（平成28年8月1日現在） 面積 92.71 km²

【問い合わせ先】

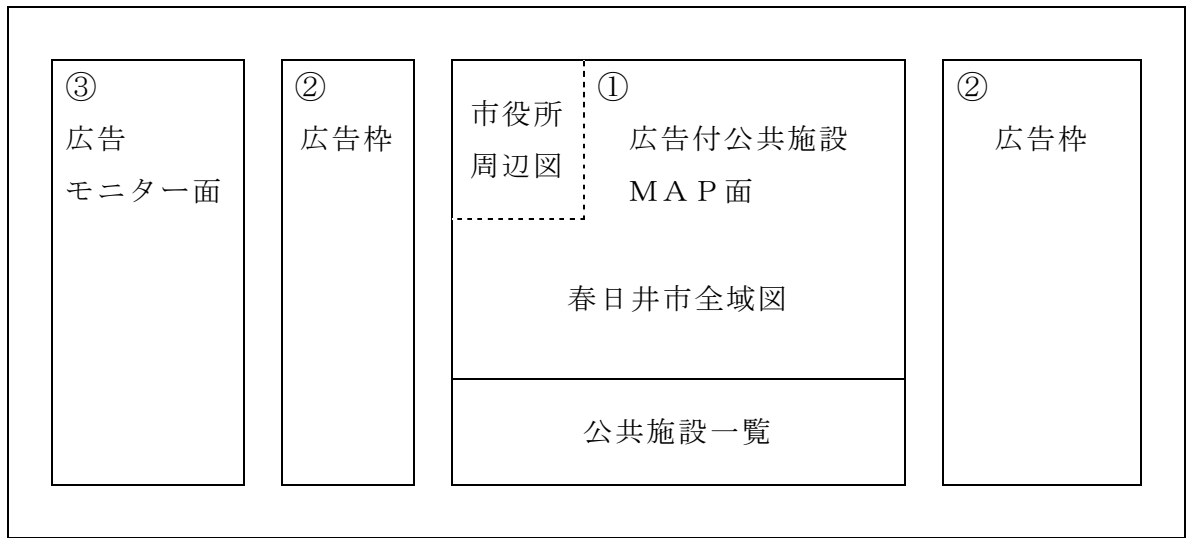
春日井市鳥居松町5-44

春日井市総務部総務課庶務担当

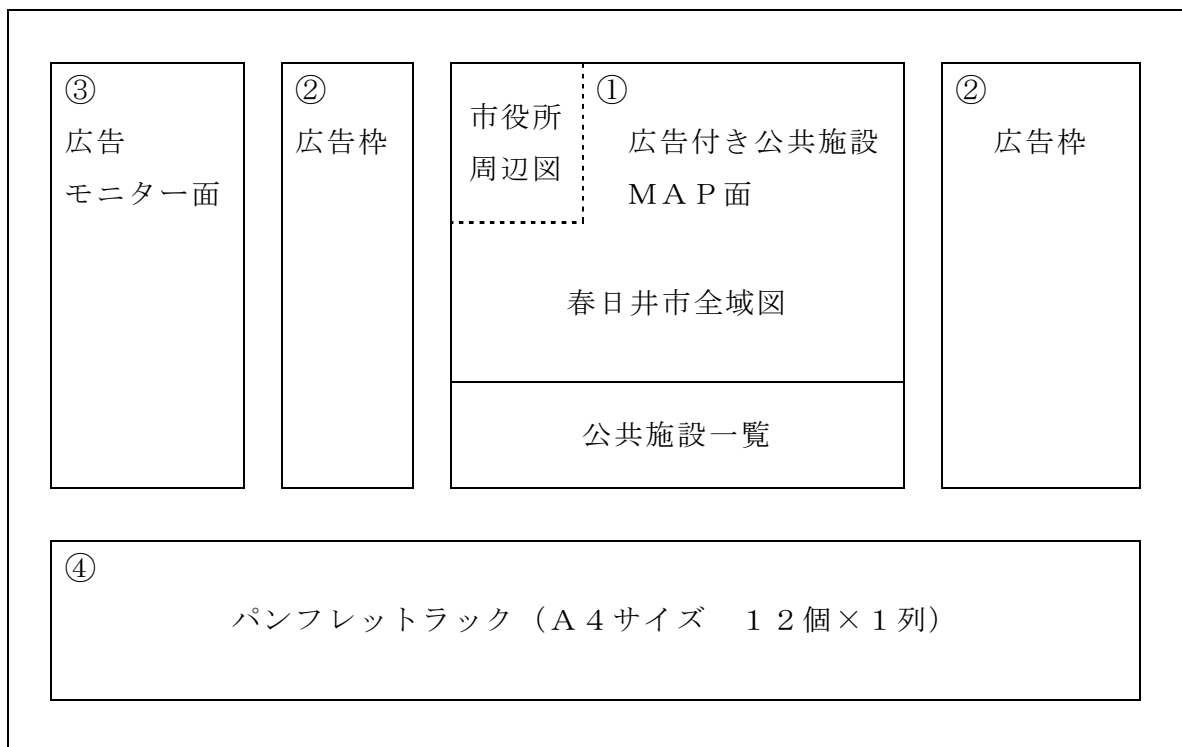
電話 (0568) 85-6073

Eメール somu@city.kasugai.lg.jp

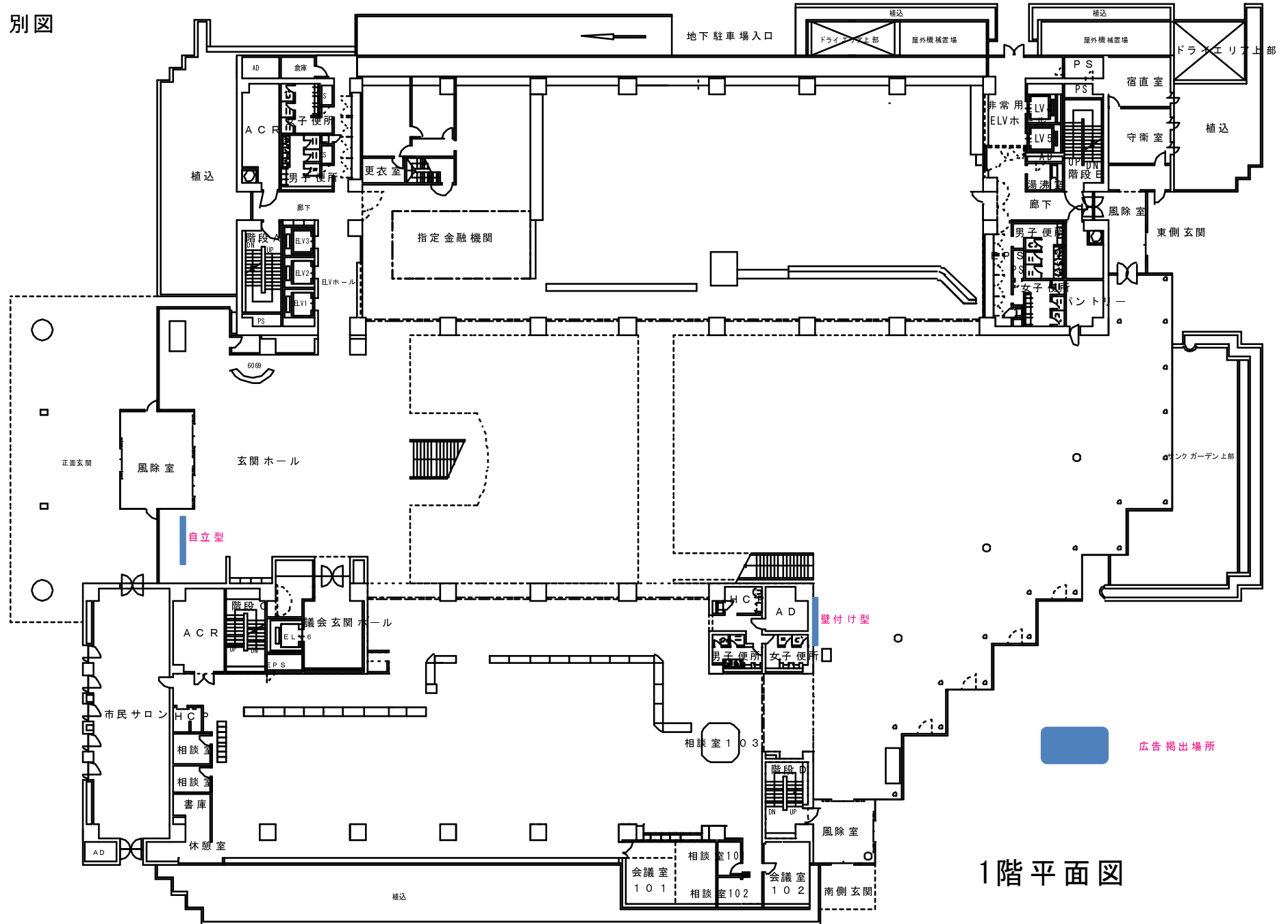
イメージ図①（壁掛け型）



イメージ図②（自立型）



別図



1階平面図

別図（正面玄関の拡大図）

